

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項第1号の規定に基づき、簡易公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成28年3月28日

京都市長 門川 大作

## 1 業務内容

### (1) 業務名称

京都市崇仁南部地区団地再生計画に係る基礎調査及び土地利用計画検討業務委託

### (2) 履行期限

契約の日の翌日から平成29年3月31日まで

### (3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

## 2 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 当該業務と同種又は類似の業務について実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限る。

同種業務：地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社（これらに準ずる組織を含む。以下「地方公共団体等」という。）が発注した、賑わい・交流施設の導入による再開発事業、団地企画調査業務、団地基本構想・基本計画業務、団地建替基本計画策定業務

類似業務：地方公共団体等が発注した共同住宅の新築工事に係る設計業務（基本構想、基本計画、基本設計、実施設計業務）

- (5) 一級建築士、二級建築士又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

### 3 プロポーザルに関する説明書の交付方法

京都市情報館の都市計画局住宅室すまいまちづくり課のホームページにある「京都市崇仁南部地区団地再生計画に係る基礎調査及び土地利用計画検討業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」からダウンロードすること。また、各様式についても、ダウンロードしたものを、A4版の帳票として印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-7-0-0-0-0-0-0-0.html>

### 4 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

#### (1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加希望申出書（要領第1号様式）

イ 業務実績調書（要領第2号様式）

ウ 配置技術者調書（要領第3号様式、第5号様式）

#### (2) 提出期限

平成28年4月6日（水）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

#### (3) 提出場所

京都市都市計画局住宅室

住宅室受託候補者選定委員会事務局（住宅政策課調整管理担当）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所 北庁舎5階

電話 075-222-3666

FAX 075-222-3526

#### (4) 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

提出部数は10部とし、9部はホッチキス留め、1部はクリップ留めとする。

#### 5 本件プロポーザルへの参加資格を確認した結果の通知

##### (1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、4の(1)に掲げる書類を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

##### (2) 資格を有すると認められなかった理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

#### 6 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記5の手続により、当該業務に係る本件プロポーザルへの参加資格の確認を受け、資格を有すると認める旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、技術提案書を提出すること。

##### (1) 提出書類

技術提案書（要領第4号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式）

なお、上記4において提出された要領第5号様式については、技術提案書の一部として取扱い、審査に使用する。

##### (2) 提案事項

民間活力を導入した団地再生計画及び土地利用計画を策定するうえで、調査すべき内容や、検討すべき事項、比較検討すべき事業手法について、提案すること。

(3) 提出期限

平成28年4月22日(金)までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

4の(3)と同じとする。

(5) 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法(郵送、FAX、電子メール等)による提出は受理しない。

提出部数は10部とし、9部はホッチキス留め、1部はクリップ留めとする。

7 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された実施提案書により行う。

(2) 評価項目

ア 配置技術者の資格及び実績等

(ア) 統括責任者の資格、経験年数

(イ) 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績

(ウ) 統括責任者の手持業務の件数

(エ) 主任技術者の資格、経験年数

(オ) 主任技術者の過去10年間の同種又は類似実績

(カ) 主任技術者の手持業務の件数

(キ) 担当者の資格、経験年数

(ク) 担当者の過去10年間の同種又は類似実績

(ケ) 担当者の手持業務の件数

(コ) 本店又は支店の所在地

イ 業務実施方針等

(ア) 業務の理解度

(イ) 業務実施方針の妥当性

(ウ) 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

(ア) 提案の的確性

(イ) 提案の独創性

(ウ) 提案の成果達成の期待度・実現性

(エ) 見積価格

(3) 評価点

「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という。）の合計が、本評価点の最高得点の合計（60点）の2分の1以下（30点以下）の場合、受託候補者（次点を含む。）に選定しない。

8 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知方法

技術提案書を提出した者に対し、平成28年5月9日（月）までに、書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1) の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)